

未来人材奨学金返還支援事業 Q & A

1. 共通

1-1 この制度の目的は何か

奨学金の返還をしながら働く若者を経済的に支援するとともに、市内の中小企業等で長期的に活躍する本市の産業を支える人材の確保と、若者の市内定住を促進することが、この制度の目的です。

1-2 この制度の概要を教えてください

市内の中小企業や福祉・医療・教育分野に就職した人、市内で第一次産業や起業した人で奨学金を返還しながら働いている人を対象に、市と事業者とで対象者の奨学金の返還を支援する制度です。

なお、以下、表1に掲げる「①中小企業人材支援」、「②福祉・医療・教育人材支援」の区分の補助を受けるためには、就業先が、周南市未来人材奨学金返還支援制度の対象となる登録事業者（以下「登録事業者」という）として登録している必要があります。（登録事業者の要件は、2-1 参照）

[表1（補助金区分）]

区分	補助要件	補助額
①中小企業人材支援	登録事業者認定日以降 [*] に、30歳以下で、市内の中小企業に正規雇用され、市外事業所（本社所在地が市内に限る）又は市内事業所で就業している者	・年間奨学金返還額の2/3（千円未満切捨）を最大5年間 ・上限なし（ただし、就業先からの返還支援がある場合は、年間奨学金返還額が上限）
②福祉・医療・教育人材支援	登録事業者認定日以降 [*] に、30歳以下で、市内の福祉・医療・教育事業者に正規雇用され、対象となる資格に基づく職種により、市外事業所（本社所在地が市内に限る）又は市内事業所で就業している者。（公務員、医師は除く）	

③農林漁業人材支援	令和5年4月1日以降に、30歳以下で、市内で農業、林業、漁業に従事している者	・年間奨学金返還額の2/3（千円未満切捨）を最大5年間 ・上限なし
④起業者支援	令和5年4月1日以降に、30歳以下で、市内で起業している者	

※令和7年度に限り、令和7年度中に登録事業者となった場合は、登録事業者認定日前の採用であっても、令和7年度採用の従業員は補助対象になります。

1-3 この制度における中小企業の範囲を教えてください

本制度における中小企業の範囲は以下、表2のとおりです。

[表2（中小企業の範囲）]

業種	資本金、従業員数要件（いずれかを満たすこと）
【小売業（飲食店を含む）】	資本金 5 千万円以下または常時雇用する労働者の数 50 人以下
【サービス業】	資本金 5 千万円以下または常時雇用する労働者の数 100 人以下
【卸売業】	資本金 1 億円以下または常時雇用する労働者の数 100 人以下
【その他の業種】	資本金 3 億円以下または常時雇用する労働者の数 300 人以下

ただし、会社又は士業を規定する法律に基づく法人（弁護士法、税理士法、社会保険労務士法、その他士業を規定する法律の規定により設立される法人をいいます）以外の事業主等については、常時雇用する労働者の数により判定します。（具体的には、個人、医療法人、学校法人、労働組合、協同組合、社会福祉法人、独立行政法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人などが該当します。）

※上記中小企業の定義に該当する社会福祉法人等は、「福祉・医療・教育人材支援」と「中小企業人材支援」の両方に登録することができます。

1-4 この制度に登録できる企業を中小企業に限定するのはなぜか

中小企業は、大企業や公務員に比べると、人手不足が深刻化している現状があります。この制度では、こうした状況でも市内の中小企業へ就職し、まちの経済を支え定住しようという若者を支援するため、この制度に登録できる企業（登録事業者）を中小企業に限定しました。

なお、福祉、医療、教育に関わる資格に基づき雇用する事業所については、同様に人材不足が深刻な状況から、企業要件を設けないことにしました。（事業所

の規模は問いません）

1-5 資格に基づき就業している者の「資格」は何が該当するか

保育士、幼稚園教諭、看護師、准看護師、保健師、助産師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士、柔道整復師、薬剤師など、福祉、医療、教育に関する国家資格を想定しています。ここに掲載のない資格をお持ちの場合は、市までお問い合わせください。

1-6 補助金の対象となる奨学金は何か

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の貸与型奨学金（第一種、第二種）、周南市奨学金（定住促進奨学金を除く）です。その他の奨学金の貸与を受けている方は、市までお問合せください。

1-7 補助金の交付を受けるための要件を教えてください

以下の全ての要件を充たす必要があります。

- ・市に住民票があり、5年以上継続して居住する意思のあること
- ・対象となる奨学金（1-6 参照）の貸与を受け、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専門学校（専門課程）を卒業していること
- ・奨学金返還の滞納がないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・他の奨学金返還助成や補助等を受けていないこと

年齢要件と就業要件については、以下のとおりです。

①中小企業人材支援、②福祉・医療・教育人材支援

- ・登録事業者認定日以降に、30歳以下で登録事業者に正規雇用され、1年以上継続して市外事業所（本社所在地が市内に限る）又は市内の事業所で就業していること（公務員、医師は除く）

③農林漁業人材支援、④起業者支援

- ・令和5年4月1日以降に、30歳以下で、市内において新規に事業（農業、漁業、林業等第一次産業に係る事業を含む）を開始し、1年以上継続してその事業を就業していること

1-8 市外出身者でも対象者となるか

周南市への若者の定着を目的としており、出身地や卒業した大学等の所在地は問いません。

2. 事業者用Q A（中小企業人材支援、福祉・医療・教育人材支援）

2-1 事業者がこの制度に登録するための条件は何か

2つの登録種別から選択できます。

（1）登録事業者

以下①～⑥の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 市内に事業所（本社、支社、支店、事業所、工場その他これらに類するもの）があること
- ② 中小企業基本法に基づく中小企業又は福祉・医療・教育の資格に基づく者を雇用する事業者であること
- ③ 若者や女性等が働きやすい職場環境を整備する意欲があること
- ④ 暴力団、暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当しないこと。
- ⑥ 市税の滞納がないこと

（2）登録事業者プレミアム

登録事業者要件①～⑥の全ての要件を満たした上で、以下ア又はイのいずれかに該当する必要があります。

- ア 就業規則等により雇用者の年間奨学金返還額の3分の1以上を支援することを定めていること。
- イ 若者や女性等が働きやすい職場環境が整備された事業者として、国又は山口県の認証※を受け、登録日現在もその効力があること。

※若者や女性等が働きやすい職場環境が整備された事業者としての認証の例

実施主体	認証制度
山口県	やまぐち女性の活躍推進事業者 やまぐち“とも×いく”応援企業 やまぐち子育て応援企業（令和8年度末で終了）※注 誰もが活躍できるやまぐちの企業
厚生労働省	えるぼし認定・プラチナえるぼし認定 くるみん認定・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定 ユースエール認定

※注 やまぐち子育て応援企業宣言制度は令和8年度末で終了するため、当該

認証で事業者登録をされた場合、令和8年度末時点で登録内容を変更していただく必要があります。

2-2 他県の認証制度で認証を受けているが、登録事業者プレミアムに登録できるか。

他県の認証制度では登録できません。本制度の登録事業者の要件として市内に事業所が所在することを定めていることから、山口県又は国の認証制度を対象としています。

2-3 登録事業者プレミアムで登録した場合、どのような特典があるのか。

市ホームページにおいて、企業ロゴマークや、登録事業者プレミアムでご登録いただいた内容（認証制度の種類、返還支援の実施）を掲載して周知いたします。

2-4 この制度に登録するためにはどのような手続きが必要か

未来人材奨学金返還支援補助金登録事業者申請書（様式第1号）と、以下の添付書類を添えて、市へ申請してください。

（1）登録事業者が雇用者の奨学金返還支援を行わない場合

- ・事業所一覧が分かる書類
- ・市税の滞納のないことの証明（市税の納入状況を担当職員が確認することについて承諾する場合は、省略可）

（2）登録事業者が雇用者の奨学金返還支援を行う場合

- ・就業規則等の写し
- ・事業所一覧が分かる書類
- ・市税の滞納のないことの証明（市税の納入状況を担当職員が確認することについて承諾する場合は、省略可）

2-5 従業員の奨学金返還支援を行う社内規程を整備しているが、支援額を従業員一律年間6万円としている。「奨学金返還支援を行う登録事業者プレミアム」として登録できるか。

事業者による返還支援額が従業員一律の場合、その金額が従業員の年間返還額に対して3分の1以上となっていれば、「奨学金返還支援を行う登録事業者プレミアム」として登録できます。

例えば、事業者の支援額が一律6万円の場合、年間返還額が18万円を超える従業員がおられる場合は「奨学金返還支援を行う登録事業者プレミアム」として

登録できません。ただし、「国又は山口県の認証を受けている登録事業者プレミアム」又は「登録事業者」としての登録をすることはできます。その場合、従業員が補助金申請する際の必要書類である就労等証明書（別記様式第9号）において、事業者の支援額を記載していただくようご協力をお願いいたします。

2－6 個人事業主であるが、登録事業者となれるか

登録事業者になることができます。

雇用者の奨学金返還支援を行う場合は、未来人材奨学金返還支援補助金登録事業者申請書（様式第1号）に、事業者と雇用者との間で奨学金の返還支援を行うことを取り決めたことがわかる書類を添えて、市へ申請してください。

2－7 正規雇用者の要件は

雇用期間の定めがなく勤務し、雇用保険に加入していることを要件とします。

2－8 事業所の定義は

本社、支社、支店、事業所、工場その他これらに類するもので事業者がその事業を営む場所をいいます。

2－9 市内に事業所があるが、本社が市外にある中小事業者は、登録事業者となれるか

市内に事業所があれば、本社所在地に関わらず、登録事業者になることができます。

2－10 登録事業者認定日より前に採用した従業員は補助対象者となるか

当制度は、奨学金返還支援制度を、福利厚生やPRなど、人材確保策の一つとして活用していただくことを目的としており、登録事業者の認定前に採用された従業員は対象となりません。

ただし、制度改正初年度である令和7年度に限り、令和7年度中に登録事業者として認定された場合は、認定前の採用であっても、令和7年度採用の従業員を対象とします。

2－11 30歳の者を中途採用したいが、補助対象者となるか

事業者が採用する際に30歳以下であれば、補助対象者となります。

2－12 登録事業者申請について、グループ会社内の企業は、各企業が申請を行う必要があるか。

各企業が登録事業者申請を行う必要があります。

2-1-3 グループ会社間で、在籍型出向（いわゆる「出向」）または移籍型出向（いわゆる「転籍」）の異動を行った場合、補助対象者となるか。

登録事業者間での出向又は転籍は、いずれも補助対象者となります。

登録事業者と、登録事業者でない他の企業の間での異動は以下のとおりです。

異動形態	異動後の取扱い
(1) 登録事業者から他の企業への出向	出向元の登録事業者における雇用保険被保険者資格を有したまま、出向先企業に勤務している場合は補助対象者となります。 <u>※ただし、出向元の登録事業者の本社が周南市外の場合は、出向先の勤務場所が周南市内の場合に限り補助対象者となります。</u>
(2) 他の企業から登録事業者への出向	補助対象者となりません。
(3) 登録事業者から他の企業への転籍	補助対象者となりません。
(4) 他の企業から登録事業者への転籍	補助対象者となります。ただし、転籍に伴う本市への居住が一時的なものの場合、補助対象者要件である「5年以上継続して本市に居住する意思がある者」に該当しないため、補助対象者となりません。

2-1-4 市内と市外に事業所がある場合に、配属先が市外事業所の従業員は補助対象者となるか

本社が市内に所在する事業所は、配属先が市外でも補助対象者となります。

本社が市外に所在する事業所は、配属先が市外の場合は、補助対象者になりません。配属先が市内であれば、何か所目の配属先であっても補助対象者となります。

2-1-5 事業者が奨学金返還支援を開始する時期はいつでも良いか

奨学金の返還支援を開始する月はいつでも構いませんが、採用時に30歳以下であることが補助対象者となるための条件ですので、年齢が30歳の従業員の方に対しては速やかに奨学金返還支援を行っていただくようお願いします。

2－16 補助対象者へ支給する奨学金返還支援に係る手当は、給与として損金算入されるか

事業者が補助対象者へ支払う奨学金返還支援に係る手当は損金算入されます。

2－17 奨学金返還支援に係る手当を受け取る補助対象者の所得税は、非課税扱いか

補助対象者が受け取る奨学金返還支援に係る手当の所得税は、非課税となりますが、役員の学資に充てるために支給する費用や、役員の親族である等特別な関係にある者の学資に充てるために支給する費用等は課税対象となる場合がありますので、詳しくは、国税庁のホームページ「学資に充てるための費用を支出したとき」をご覧ください。直接、税務署にご確認ください。

2－18 アルバイト等の非正規雇用者は補助対象者とならないか

パート、アルバイトなどの非正規雇用者は、補助対象者となりません。

2－19 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の奨学金返還支援制度（代理返還）の利用を検討しているが、この制度への登録は可能か

登録可能です。

2－20 事業者の奨学金返還支援にも関わらず、補助対象者が奨学金を返還しない場合はどうすれば良いか

事業者の奨学金の返還支援にも関わらず補助対象者が奨学金を返還しない場合、当制度の補助対象者となりません。事業者からも、その旨を当該従業員へお伝えいただきますようお願いいたします。

2－21 補助対象者であった従業員が、市外へ住所を異動したため補助対象者から外れていたが、再度市内へ住所を異動した場合、補助対象者となるか

市の補助が始まった月から起算して 60 カ月が補助対象期間となりますので、再度市内に住所を異動した月がこの期間内であれば、補助対象者となります。ただし、市外に住所があった期間（月単位）は補助金の交付対象となりません。

2－22 補助対象者が退職した場合の手続きは

補助対象者が退職した場合は、特に市に対して手続きの必要はありませんが、補助対象者が退職したことを市へご連絡願います。

2-23 雇用者の奨学金返還支援を行うため、就業規則を変更したいがどのようにしたらよいか

就業規則等の変更や新規に作成するに当たってのポイントを「周南市未来人材奨学金返還支援事業（補助金）の導入をご検討の事業主の皆様へ」としてまとめ、ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

なお、就業規則等の変更についてご不明な点がございましたら、徳山労働基準監督署（0834-21-1788）にお問い合わせください。

2-24 雇用者の奨学金返還を、毎月ではなく、半年に1回まとまった額を手当として支給する場合、補助対象開始期間の始期「登録事業者が補助対象者に対し奨学金の返還支援に係る支給を開始した日」はどの時点になるか。

「登録事業者が補助対象者に対し奨学金の返還支援に係る支給を開始した日」は、当該手当の計算対応月とします。

2-25 登録事業者ロゴマークを使用するにはどうすればよいか。

登録事業者の手続き完了後、市からロゴマークデータを提供いたします。

企業説明会のパンフレットやSNSでの発信などでぜひご活用ください。

なお、登録事業者ロゴマーク使用要領と使用ガイドラインを定めておりますので、参考にしてください。

3. 補助対象者（従業員・本人）用

3-1 補助対象者となるためには、どのような手続きが必要か

補助対象者となるための事前の手続きは必要ありませんが、1年間、補助対象要件を満たした上で奨学金の返還をされましたら、その翌月から12か月以内に補助金申請の手続きをお願いします。

3-2 補助金を申請したいがどうすれば良いか

まずは、補助金の区分ごとに、以下の要件に当てはまることをご確認ください。

●補助金の区分

中小企業人材支援、福祉・医療・教育人材支援

登録事業者認定日以降に、30歳以下で登録事業者に正規雇用され、1年以上継続して市外事業所（本社所在地が市内に限る）又は市内事業所で就業していること及び以下、(1)～(5)全てにあてはまること

農林漁業人材支援、起業者支援

令和5年4月1日以降に、30歳以下で、市内において新規に事業を開始し、1年以上継続して継続して事業を行っていること及び以下(1)～(6)全てにあてはまること

- (1)一年間、周南市に住民票があり、5年以上定住する意思がある
- (2)大学、短期大学、高等専門学校、専門学校等を卒業し、在学中に奨学金の貸与を受けた
- (3)一年間、奨学金の返還を行った
- (4)奨学金の返還について、他の制度による助成や補助を受けていない
- (5)周南市に市税の滞納がない
- (6)（起業者支援のみ）起業して営んでいる事業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗特殊関連営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当しないこと。

上記の要件確認後、未来人材奨学金返還支援補助金交付申請書（様式5号）に以下の書類を添えて、市へ申請してください。

（初回申請時）

- ①住民票の写し
- ②市税の滞納のないことの証明
- ③大学等を卒業したことを証する書類の写し

- ④奨学金の貸与を証する書類の写し
- ⑤奨学金の返還計画の全体を確認することができる書類の写し
- ⑥奨学金の返還額を証する証明書又は通帳等の写し
- ⑦以下、表3に掲げる補助金区分に応じた必要書類

なお、2回目以降の申請時は、③、④、⑤は提出不要です。

また、未来人材奨学金返還支援補助金交付申請書（様式5号）において、担当職員が市税の納入状況と住民登録の状況を確認することに承諾された方は、2回目以降の申請で①、②についても提出不要です。

[表3（補助金申請時の区分ごとの添付書類）]

区分	添付書類
中小企業人材支援	就労等証明書（別記様式第9号）
福祉・医療・教育人材支援	・就労等証明書（別記様式第9号） ・資格を取得していることを証する書類の写し（1回目の申請時のみ）
農林漁業人材支援	確定申告書その他その事業に現に従事していることが分かる書類の写し
起業者支援	（1）法人を設立している場合：登記事項証明書その他その事業を現に営んでいることが分かる書類の写し （2）個人事業主の場合：確定申告書その他その事業を現に営んでいることが分かる書類の写し

3-3 市外に本社がある中小企業の市内事業所に勤務しているが、補助対象者となるか。

補助対象者となります。

3-4 市内に本社がある中小企業の市外事業所に勤務しているが、補助対象者となるか。

補助対象者となります。

3-5 市外に本社がある中小企業の市外事業所に勤務しているが、補助対象者となるか。

補助対象者となりません。

3－6 個人事業主に雇われているが、補助対象となるか。

補助対象者となります。事業主が、未来人材奨学金返還支援制度の登録事業者として市に登録している必要がありますので、事業主にご確認ください。

3－7 市内の大規模病院に勤務する看護師だが、補助対象となるか。

補助対象者となります。病院が、未来人材奨学金返還支援制度の登録事業者として市に登録している必要がありますので、勤務先又は市までお問い合わせください。

3－8 勤務先を退職する場合、補助金の取扱はどうなるか。

現在の勤務先を退職された場合、次の就職先が登録事業者である場合、新たに第一次産業へ就業する場合、新たに起業する場合は補助対象者となります。ただし、補助対象期間は、以前の勤務先に就業されていたときに初めて市の補助が始まった月から起算して60カ月までとなります。奨学金の返還が困難となる場合は、ご加入の奨学金支援団体へご相談ください。

3－9 登録事業者に採用され、市外に居住しながら奨学金を返還していたが、就業2年目から周南市に居住している。補助対象となるか。

周南市に居住したときから、補助対象者となります。